

薬食審査発0422第1号  
平成27年4月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

希少疾病用医薬品の指定取消し及び希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の5の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の6第1項の規定に基づき指定が取り消され、また、同法第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

## 記

### 1. 指定の取消し

(1) 指 定 番 号：(25薬)第317号  
医 薬 品 の 名 称：trametinib  
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：BRAF<sup>V600</sup>遺伝子変異を有する悪性黒色腫  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：グラクソ・スミスクライン株式会社

(2) 指 定 番 号：(25薬)第318号  
医 薬 品 の 名 称：dabrafenib  
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：BRAF<sup>V600</sup>遺伝子変異を有する悪性黒色腫  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：グラクソ・スミスクライン株式会社

### 2. 指定

(1) 指 定 番 号：(25薬)第317号  
医 薬 品 の 名 称：trametinib  
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：BRAF<sup>V600</sup>遺伝子変異を有する悪性黒色腫  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：ノバルティスファーマ株式会社

(2)指 定 番 号 : ( 2 5 薬 ) 第 3 1 8 号

医 薬 品 の 名 称 : dabrafenib

予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果 : BRAF<sup>V600</sup> 遺 伝 子 変 異 を 有 す る 悪 性 黒 色 腫

申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 : ノバルティスファーマ株式会社